

松山市条例第30号  
平成31年3月29日

松山市長 野 志 克 仁

松山市がん対策推進条例をここに公布する。

記

#### 松山市がん対策推進条例

医療の進歩により、がんは長く付き合う慢性病へとなりつつある。また、生活習慣の改善による予防やがん検診による早期発見、早期治療に取り組むことで、がんの発症リスクを低下させることや治癒率を高めることも可能となっている。

しかし、2人に1人が、がんに罹患する可能性を持ち、市民の疾病による死亡の最大原因であるがんに対して、更なる対策が求められている。

健康で豊かな生活は、市民の願いである。がんになっても、自分らしく暮らせる、がんと共生できる社会の構築に向け、市民皆が正しい知識を持ち相互に支えあう地域社会を目指し、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、がんが、市民の生命及び健康にとって重大な課題となっている現状に鑑み、松山市（以下「市」という。）及び市議会の責務並びに市民、保健医療関係者、事業主の役割を明らかにするとともに、市のがん対策に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、がんの予防及び早期発見の推進並びにがん患者及びその家族等（以下「がん患者等」という。）が安心して暮らせるよう支援を図ることを目的とする。

#### (市の責務)

第2条 市は、国、愛媛県（以下「県」という。）、市民、保健医療関係者、事業主、がん患者等で構成される関係団体と連携を図り、がん対策に関し必要な施策を実施するものとする。

#### (市議会の責務)

第3条 市議会は、議会活動を通して市のがん対策の取組が適切に実施されるよう、がん対策に関する施策について、監視及び評価を行うものとする。

2 市議会は、がん患者をはじめとする市民の声が反映されたがん対策に関する施策が推

進されるよう、関係機関等との連携の下にがん対策に取り組むこととする。

(市民の役割)

第4条 市民は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、積極的にがん検診を受けるよう努めるほか、がん患者等に関する理解を深めるよう努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第5条 保健医療関係者は、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を提供するものとする。

2 保健医療関係者は、がん患者等に対し、積極的にこれらの者が必要とするがんに関する情報を提供するものとする。

3 保健医療関係者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるものとする。

(事業主の役割)

第6条 事業主は、労働者及びその家族（以下「労働者等」という。）が、定期的ながん検診を受けることができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業主は、労働者ががんに罹患し治療や療養が必要となった場合であっても、雇用の継続に配慮するとともに、治療と職業生活の両立に当たっては、労働者の症状や業務内容に応じて適切な就業上の措置や配慮を行うように努めるものとする。

3 事業主は、労働者の家族ががんに罹患し看護が必要となった場合であっても、労働者が当該家族を看護することができる環境の整備に努めるものとする。

(がん予防の推進)

第7条 市は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣が、健康に及ぼす影響についての啓発及び知識の普及その他のがん予防のために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、受動喫煙防止のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん検診の質の向上と受診率の向上)

第8条 市は、がんの早期発見に資するよう、保健医療関係者と連携し、がん検診の質の向上を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診に関する普及啓発その他のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療に関する情報の収集及び提供)

第9条 市は、市民が、がん医療及びがん患者等の支援に関する情報を得られるよう、県、

保健医療関係者等と連携し、情報の収集を行うものとする。

2 市は、がん患者等が、必要な支援を受けられるよう医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、医療機関等が設置する相談窓口を積極的に周知するものとする。

(がん患者等に対する支援)

第10条 市は、県、保健医療関係者等と連携し、全てのがん患者の療養生活の質の維持向上及びがん患者等の精神的な苦痛、社会生活上の不安等の軽減に資するよう、必要な施策の実施に努めるものとする。

(在宅医療・緩和ケアの充実)

第11条 市は、医療機関及び介護サービス事業者等と連携し、在宅医療を希望するがん患者等に対し、がん患者等の意向を尊重し必要な施策の実施に努めるものとする。

2 市は、県及び保健医療関係者と連携し、緩和ケアの充実を図るため、必要な施策の実施に努めるものとする。

(骨髄移植等の推進)

第12条 市は、白血病等の血液がんに対し、保健医療関係者と連携して、骨髄移植、臍帯血移植等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(就労支援)

第13条 市は、がん患者の雇用の継続に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(がんに関する教育の推進)

第14条 市は、子どもが健康と命の大切さについて主体的に考えることを基本にがんに関する知識及びがん患者への理解を深めることができるよう、小中学校におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、がん対策に関する施策を充実させるため、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第16条 市長は、毎年1回、本市のがん対策の実施状況について、議会に報告するものとする。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。